

地域づくりアドバイザー派遣実施要綱

第1 目的

この要綱は、地域づくり事業を実施する市町又はしずおか未来づくりネットワークに参加する地域づくり団体（以下「地域づくり団体」という。）に対し、地域づくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、地域の特性を活かした地域づくり事業の円滑かつ効果的な推進を図り、もって個性的で魅力ある静岡県づくりに資することを目的とする。

第2 内容

(1) 派遣対象事業

市町又は地域づくり団体が実施する次の事業を対象とする。

ア まちづくりや地域振興をテーマにした講演会やセミナー

イ まちづくりや地域振興をテーマにした研究会や勉強会

ウ その他地域づくりに関する基本構想や計画等の策定過程において専門的なアドバイスが必要な事業

(2) 派遣対象外事業

前号ア、イについて市町職員のみを対象としたものは認めない。また、前号ウについて指定都市職員のみを対象としたものは認めない。

(3) アドバイザーの選定

アドバイザーは、地域づくりアドバイザー（ドゥタンク）名簿に登載されている者の中から、派遣を希望する団体が選定する。ただし、経営管理部地域振興局地域振興課長（以下「地域振興課長」という。）が必要と認めた場合は、初回のみこれ以外の者を選定することができる。

(4) 報償費の負担

県は、アドバイザー派遣1事業につき、アドバイザーの報償費の2分の1に相当する額と3万円のいずれか少ない額を負担する。

第3 手続

(1) 申請書の提出

アドバイザーの派遣を要請する市町又は地域づくり団体は、派遣日の15日前までに「地域づくりアドバイザー派遣申請書」（様式第1号）を地域振興課長あて提出するものとする。

(2) 決定の通知

地域振興課長は、アドバイザー派遣申請書を審査し、申請者にその採否を通知するものとする。

(3) 実施報告書の提出

アドバイザー派遣の決定を受けた団体は、派遣日から起算して30日を経過した日又は派遣の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、「地域づくりアドバイザー派遣事業実施報告書」（様式第2号）を地域振興課長あて提出するものとする。

(4) 報償費の支払い

県は、受理した書類を審査し、適正と認めたときは、直接アドバイザーの口座に報償費を振込む。

第4 事務の処理

アドバイザーの派遣に関する事務は、地域振興課において処理する。

第5 委 任

この要綱の施行に関し必要な事項は、地域振興課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から施行する。
- 2 ふじの国づくりドゥタンク設置要綱及び静岡県ドゥタンク派遣事業実施要領は廃止する。

附 則

この改正は、平成9年6月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成14年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成18年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成19年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成20年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成21年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成23年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。

附 則
この改正は、令和3年度分の地域づくりアドバイザー派遣事業から適用する。